

景観形成基準

良好な景観の形成をめざして、景観計画区域内で行われる行為についての制限（以下「景観形成基準」という。）は、以下のとおりとします。

[景観形成基準]

区 分		景観形成基準
建築物	形態 意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩	○屋根や外壁は、周辺の景観と調和する落着きのある色彩を基調とすること。
	位置	○展望地からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。 ○尾根近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。
	緑化	○道路に面する場所や敷地内は花木などによる緑化に努めること。
工作物	形態	○周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩	○目立つ色彩は避け周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。
	高さ	○周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	○展望地からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。 ○尾根近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。 ○鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。
	緑化	○道路に面する場所や敷地内は花木などによる緑化に努めること。
開発行為（建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）		○開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ○造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめるとともに、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ○斜面における土地の形状を変更する場合は、原状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ○樹木の伐採は必要最小限にとどめること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質の変更		○行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ○長大な法面を生じないように配慮し、法面は緑化に努めること。 ○行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		○集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ○道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮すること。

※届出があった場合、景観行政団体の長（上島町長）は、その届出に係る行為が上記の当該行為についての基準に適合しないと認めるときは、その届出をしたものに対し、その届出に係る行為に関し、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

また、この勧告は、届出のあった日から30日以内にしなければならない。